

熊本県公報

第 1 1 6 0 5 号
平成 19 年 10 月 1 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………(団体支援総室) 1
- " "……………(") 2
- " "……………(") 2
- 河川区域の廃止……………(河川課) 2
- 家畜伝染病(ヨネ病)の発生……………(畜産課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 3
- 業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要領……………(管理調達課) 3
- 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領……………(") 3
- 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領……………(監理課) 5
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款……………(") 5
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款……………(") 6
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款……………(") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 6
- 三方パネル記載台の調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 6
- 換地計画の決定……………(農村整備課) 9
- 肥料登録……………(農業技術課) 9
- 平成 19 年度職業訓練指導員試験合格者……………(労働雇用総室) 9
- 建築基準法第 86 条第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定……………(建築課) 10
- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会事務局) 10
- 平成 19 年 9 月 19 日熊本県告示第 788 号(熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項)中……………(経営金融課) 10

告 示

熊本県告示第 818 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
竜北町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代郡氷川町網道 937 番地の 7 赤星 健二
八代郡氷川町鹿野 618 番地 俵 新一
八代郡氷川町鹿野 1189 番地 元田 保
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
竜北漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 15 日まで
- 5 縦覧場所
竜北漁業協同組合

熊本県告示第 819 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
牛水加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
荒尾市牛水 742 番地 中山 徳弘
荒尾市牛水 305 番地 宮本 新一
荒尾市牛水 545 番地 宮脇 恭一
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
牛水漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 15 日まで
- 5 縦覧場所
牛水漁業協同組合

熊本県告示第 820 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
有明町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市有明町上浦津 1068 番地 川田 安次郎
天草市有明町上浦津 1310 の 1 番地 尾崎 文男
天草市有明町赤崎 383 番地 松本 謙造
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
有明町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 15 日まで
- 5 縦覧場所
有明町漁業協同組合

熊本県告示第 821 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川 の 名称
一級河川緑川水系御船川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 19 年 10 月 1 日
- 3 廃川敷地の位置
上益城郡御船町大字滝尾字横野 592 番 6
- 4 廃川敷地の面積
23.59 平方メートル

熊本県告示第 822 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 19 年 9 月 14 日	球磨郡	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 823 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター創幸 熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・IIビル 1 階	NPO 法人創幸	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 824 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター創幸 熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・IIビル 1 階	NPO 法人創幸	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 825 号

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要領
業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領（平成 14 年熊本県告示第 806 号）の一部を次のように改正する。

第 1 の趣旨を次のように改める。

第 1 趣旨

県が発注する物品の調達及び業務委託契約等（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託を除く。）の競争入札参加資格等、発注の見通し、入札結果等及び指名停止措置の公表については、本要領により行う。

第 2 の 3 の（1）中「ついでには、」の次に「出納局管理調達課が」を加える。

第 4 の 3 中「別記第 2 号様式」を「出納局管理調達課は、別記第 2 号様式」に改め、第 4 を第 5 とする。

第 3 の 4 中「公表の方法」の次に「各契約担当所属は、次の各号により公表する。」を加え、第 3 を第 4 とし、第 2 の次に次のように加える。

第 3 発注の見通しに関する事項の公表**1 対象業務**

第 1 に係る業務において、一般競争入札又は指名競争入札に付するものとする。

2 公表する事項

発注業務の業種等、名称、概要、入札及び契約の方法、入札を行う時期とする。

3 公表の時期

原則として毎年度 4 月と 10 月に、出納局管理調達課が全所属分を取りまとめのうえ、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を公表する。

4 公表の方法

県庁行政棟新館情報プラザにおいて閲覧方式により公表するとともに電子入札システムにおいて公表する。

5 公表の期間

当該年度の 3 月 31 日までとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 発注の見通しに関する事項の公表の対象業務について、平成 19 年度中は「物品の調達」のみとする。

熊本県告示第 826 号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年告示第811号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表第2第11号」を「別表第2第4号」に改める。

第3条第1項中「2以上」を「二以上」に改め、同条第2項第2号中「又は第4号から第10号まで」及び「又は第4号から第9号まで」を削り、同条第3項中「別表第2第5号、第8号又は第10号」を「別表第2第2号及び第3号」に改める。

第4条第1号中「別表第2第5号、第8号又は第10号」を「別表第2第2号及び第3号」に改め、同号中「の役員」の次に「（執行役員を含む。）」を加え、同条第2号中「別表第2第4号、第5号又は第6号」を「別表第2第2号」に、「それぞれ当該各号」を「当該第2号」に改め、同条第3号中「別表第2第7号、第8号、第9号又は第10号」を「別表第2第3号」に、「それぞれ当該各号」を「当該第3号」に改める。

別表第1中「（第2条、第3条、第4条関係）虚偽記載及び契約違反等による措置基準」を「虚偽記載及び契約違反等による措置基準」に改める。

別表第2を次のとおり改める。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が、公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内
(独占禁止法違反行為)	
2 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
3 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が物品及び業務委託等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内
(暴力団又は暴力団関係者の利用等)	
4 代表役員等、一般役員等、その使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。 (2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。 (3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以	当該認定をした日から

上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定により罰金刑を宣告され、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。

1 か月以上 9 か月以内

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

熊本県告示第 827 号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年 3 月 19 日熊本県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 に」を「一に」に改め、同条第 2 項中「第 11 号」を「第 4 号」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「から第 3 号まで又は第 4 号から第 10 号まで」を「又は第 2 号及び第 3 号」に改め、同条第 3 項中「第 5 号、第 8 号又は第 10 号」を「第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 5 条第 1 号中「当該事案」を「当該県工事等事案」に、「第 5 号、第 8 号又は第 10 号」を「第 2 号及び第 3 号」に改め、「有資格業者の役員」の次に「（執行役員を含む。）」を加え、同条第 2 号中「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に、「第 4 号、第 5 号又は第 6 号」を「第 2 号」に、「それぞれ当該各号」を「第 2 号」に改め、同条第 3 号中「第 7 号、第 8 号、第 9 号又は第 10 号」を「第 3 号」に改め、「それぞれ当該各号」を「第 3 号」に改める。

別表第 2 第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

（贈賄）

- 1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から
12 か月以上 24 か月以内

（独占禁止法違反行為）

- 2 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、県工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から 12 か月
以上 24 か月以内

（競売入札妨害又は談合）

- 3 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が工事等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から
12 か月以上 24 か月以内

別表第 2 第 4 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 4 項とし、第 12 項から第 15 項までを 7 項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

熊本県告示第 828 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成 8 年 7 月 1 日熊本県告示第 465 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項中「10 分の 1」を、「10 分の 2」に改める。

第 49 条第 1 項中「相殺し」を、「相殺できることとし」に改める。

附 則

この約款は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 829 号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成19年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成12年3月17日熊本県告示第197号）の一
部を次のように改正する。

第48条第1項中「10分の1」を、「10分の2」に改める。

第49条第1項中「相殺し」を、「相殺できることとし」に改める。

附 則

この約款は、平成19年10月1日から施行する。

熊本県告示第 830 号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成19年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成12年3月17日熊本県告示第198号）の一
部を次のように改正する。

第47条第1項中「10分の1」を、「10分の2」に改める。

第48条第1項中「相殺し」を、「相殺できることとし」に改める。

附 則

この約款は、平成19年10月1日から施行する。

公 告**熊本県公告第 795 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成19年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器光の森店
菊池郡菊陽町津久礼66-1-1ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前3時
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午前3時30分まで
変更後 午前8時30分から午後11時30分まで
- 3 変更する年月日
平成19年9月21日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗立地法第5条第1項届出時に、大規模小売店舗の閉店時刻を午前3時としていたが、周辺環境に配慮して閉店時刻を午後11時までに繰り上げることにしたものの。
- 5 届出年月日
平成19年9月18日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成19年10月1日から平成20年2月1日まで

熊本県公告第 796 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
三方パネル記載台 20台
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 納入期限
平成 19 年 11 月 30 日 (金)
 - (4) 納入場所
熊本県運転免許センター (運転免許課)
 - (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続 (入札書の提出から落札者の決定まで) を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準 (以下「運用基準」という。) の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続 (以下「紙入札方式」という。) によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店を有すること。
 - (6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部交通部運転免許課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581 (ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 10 月 1 日 (月) から平成 19 年 10 月 15 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日 (水) までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日 (水) から平成 21 年 7 月 31 日 (金) まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間

- 平成 19 年 10 月 1 日（月）から平成 19 年 10 月 17 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（6）に係る書類（仕様適合証明書）
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5 に記載する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧（交付）期間及び場所
ア 閲覧（交付）期間
平成 19 年 10 月 1 日（月）から平成 19 年 10 月 17 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 閲覧（交付）方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は 5 に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 10 月 22 日（月）午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 10 月 23 日（火）午前 10 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 10 月 22 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金

- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 797 号

県営乙畠口地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 10 月 2 日から
平成 19 年 10 月 30 日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所飽田出張所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 798 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第 1416 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 89-11 号	窒素全量 : 11.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 八代市鏡町鏡 1159 番地 3	平成 19 年 9 月 21 日

熊本県公告第 799 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の規定に基づき実施した平成 19 年度職業訓練指導員の合格者は次のとおりである。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 19 年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3、5、6、7、8、9、10、15、16、17、19
------	--------------------------------

熊本県公告第 800 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定を行ったので、同条第 8 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 対象区域
合志市野々島字東原 4416 番 3 外 19 筆及び里道
- 2 対象区域の面積
19,508.97 平方メートル
- 3 縦覧に供する場所
菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池地域振興局土木部景観建築課

登載依頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 29 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「学芸員」を

「学芸員

社会福祉（福祉分野における相談、指導、援助等の業務）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 19 年 9 月 19 日熊本県告示第 788 号（熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	52	イ 前条第 1 号、第 2 号、第 3 号イ及びウ並びに第 4 号に掲げる者	イ 前条第 3 号イ及びウに掲げる者